



横浜合同法律事務所

よこはまごうどうほうりつじむしょ

ニュース

明けておめでとうございます



神奈川フィル不当解雇訴訟で勝訴し笑顔の田淵大輔弁護士（左から2番目）2015年11月26日

●弁護士

畑山 穰	関守麻紀子	田井 勝	鈴木 啓示
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
根岸 義道	田淵 大輔	高橋 由美	徳永 吉彦
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	
高橋 宏	浅川 壽一	石崎 明人	

●事務局

塚本 洋子	中村妃奈子
渡部 健二	柳原 康雄
森下 純子	高木麻美子
塩見 祐	大田 順子
石栗ルミ子	大沼 恵
山本 明子	星野 知英
吉田 幸穂	

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 J P R横浜日本大通ビル8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916
<http://www.yokogo.com>



判決言い渡し直後 喜ぶ原告2人と田淵弁護士(中央)
2015年11月26日



勝利報告集会は報道関係者や支援者でいっぱい

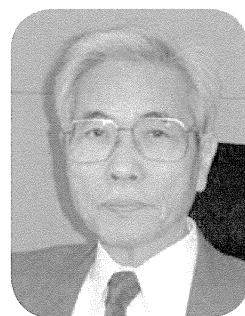
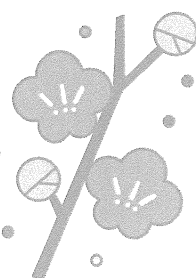
神奈川フィル訴訟で 勝利判決!

労働組合での活動を理由に不当に解雇されたとして、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の楽団員2人が、楽団を相手に、解雇の無効などを求めた裁判で、横浜地方裁判所は2015年11月26日、解雇無効の勝利判決を言い渡しました。横浜地裁は、2人の解雇に合理的な理由はないとし

て、神奈川フィルハーモニー管弦楽団経営陣の違法な運営を批判した形です。勝利判決言い渡しの直後、原告弁護団の中心メンバーである当事務所の田淵大輔弁護士は、横浜地裁の前で2人の原告楽団員とともに、喜びを分かち合いました。

新春のごあいさつ

弁護士 畑山 穰



明けましておめでとございます。
ます。

戦争法の強行成立

昨年は、暴走する安倍自公政権が、戦争放棄をうたう憲法九条について、内閣に解釈権があると強弁し、わが国を同盟国アメリカの指揮のもと世界中で戦争できる国に作り変える戦争法を強行成立させました。

国民的な怒りと反対運動

国会には、連日、学生たち若者を先頭に、一般市民を含む多数の人びとが詰めかけ、反対と抗議の意思を示しました。

さまざまな街頭行動や集会があり、最高裁の元長官や元裁判官、歴代の元内閣法制局長官や憲法学者が憲法違反として次々

に反対の声をあげました。

弁護士会が市民と共同してデモ行進するなど、国民的運動と世論は空前の盛り上がりを見せ、法案が通過した後は二〇〇〇万人署名をはじめ、戦争法を廃止する運動となって国民のなかへ広く深く浸透し続けています。

国民連合政府の呼びかけ

日本共産党の志位和夫委員長からは、国民連合政府の呼びかけがありました。国民的な世論と運動を土台に国政選挙で野党が協力し、国会の議席数を逆転して戦争法廃止を議決し、連立内閣をつくって違憲の閣議決定を取り消し、横道にそれたわが国の政治を、一旦、立憲主義、民主主義の正道に立ち戻らせようというのです。国民的大義に

沿う現実的提案であります。

反立憲主義と独裁政治

反立憲主義の先に独裁政治があることは、ナチスドイツの歴史が証明しております。一九三三年、政権をとったナチスは、ヒットラー総統の命令が法律となる悪名高い「全権委任法」を制定し、国の最高法規であるワイマール憲法を停止しました。

結果は、残虐非道なヒットラーの独裁政治、ユダヤ民族の大虐殺、第二次世界大戦の惨禍、そして無法な侵略戦争に敗北したドイツ民族滅亡の危機でした。

私たち日本国民も二度とは騙されない

麻生太郎副首相は、「ドイツのワイマール憲法は誰も気がつ

かないうちにいつの間にか変わっていた。あの手口を学んだらどうか」とあけすけに本音を語り、安倍首相も、戦争法は日本の安全保障上、抑止力として必要だと声高に主張します。しかし、これを真に受けることはできません。彼が心酔する祖父岸信介氏は、軍国主義者東條内閣の商工大臣として自存自衛を唱え侵略戦争を推進しA級戦犯容疑者とされた人物です。

安倍首相や麻生副首相が戦争法で実現しようとしている本心は何か。私たちをどこへ連れて行くかとしているのか。その危険な真の意図を見抜き独裁政治への道を阻止し、民主主義を押し進める賢さと行動する力が、今、私たち主権者、国民に求められているのです。

侵略戦争を聖戦と騙された私たち日本国民は、二度と騙されてはならないのです。

七月の参議院選挙は戦争法成立後初めての国政選挙です。所員一同、日本国憲法を活動の拠りどころにがんばりますので、今年もどうぞよろしくお願い致します。

マイナンバー・社会保障・ 税番号制度が始まります。

弁護士 高橋 宏



1 マイナンバーが 始まります。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで、マイナンバーの記載が求められるようになります。既に、平成27年10月から国民一人一人に番号が付けられています。みなさんの下にも、「通知カード」が送られてきたことと思います。

2 国民監視、情報流出

特定秘密保護法によって、政府にとって都合の悪い情報は国民に知らせない。その一方で、マイナンバー法によって、政府は、国民ひとりひとりの知られたいくないプライバシー情報を把握し、監視する。これが、憲法の民主主義と人権保障に反する

ことは明らかです。

また、個人のプライバシー情報を集中管理すれば、一度、それが流出した場合には、取り返しがつきません。政府は流出はないとしますが、類似の制度が導入されている韓国では、2011年7月、ハッカーが大量の「住民登録番号」を盗み、なんと、国民の7割に近い3500万人の個人情報盗まれる事件が発生しています。アメリカでは「社会保障番号」について、なりすまし犯罪が多発し、2006年から08年の3年間だけで約1170万件、被害額は約1兆7300億円にも上ったことが報じられています。

3 憲法違反の疑い濃厚

2003年の住基ネットの

きも、各地で違憲訴訟が提起されました。2006年11月30日大阪高裁判決のように、プライバシー権侵害で違憲とする判決も下されるといふ状況でしたが、2008年3月6日最高裁は、住基ネットについては、合憲としました。それは、扱っている氏名、生年月日、性別、住所の4情報は、秘匿性の高い情報とはいえないこと等を理由とするものでした。

ところが、マイナンバーは、住基ネットとは比べものになりません。マイナンバーで管理される情報は、納税情報、生活保護や福祉の給付情報、医療保険や雇用保険情報、さらには、銀行預金情報等、極めて秘匿性の高い情報です。また、マイナンバーを取り扱うのは行政機関の

みならず、広く民間企業も予定されており、その取扱者に罰則を科したところで、漏洩の危険性が無くならないことは明らかです。この点だけでも、最高裁判決の基準に照らせば、明らかに違憲な制度といわざるを得ません。

4 記載しない、 集めない

このような中、業者の中には、従業員のマイナンバー欄は空白のまま申告する、さらには、そもそも従業員のマイナンバーを集めないとしているものが少なくないと聞きます。

マイナンバーが記載されていないにもかかわらず、申告自体は受理され、番号を集めなくても処罰されることはありません。これに対し、一度、集めてしまえば、管理に不備があると処罰されるおそれが生じます。

マイナンバー制度自体、違憲無効とされる可能性があることを考えると、そのような判断を不合理と言うことは出来ないように思います。

TPP交渉差し止め事件について

〜これでもTPPに賛成ですか〜

弁護士 近藤 ちとせ

TPP大筋合意の報道

今年10月5日、TPP交渉は、協議国間で大筋合意が成立したと報じられました。では一体、どのような内容でTPPは合意したのでしょうか？

現在、東京地方裁判所では、1500人以上の原告が国に対してTPP交渉の差し止めを求める裁判を提起しています。私は、この弁護士団に加わり原告ら一般国民の代理人として活動しています。この訴訟の中でTPPの怖ろしい内容が少しずつ明らかになっていきます。「TPPは、農業の問題で私たちには関係ない」と思っていると、大変なことになります。今回は、あまり報じられていないTPPの情報をご報告いたします。

TPPは日本語で合意されていない!!

まず、TPPは、30章、約6000頁からなる膨大な量の文書です。政府は、その内容で大筋合意をしたといっています。が、実は、参加国の公用語に日本語は含まれておらず、文書は英語、スペイン語、フランス語で書かれています。しかも、TPPの内容は、独特の専門用語が多い上に、抽象的な表現も多く、とても難解なものです。後述のように、これほど重要な内容を、自国語で理解することもなく合意するというのは、本当に怖ろしいことです。

概要はつまみ食い

日本政府は、現在、その約6000頁のうちの、一部だけを「概要」という形で日本語に訳

して公表していますが、この「概要」は単に政府が自分の公表したいところを「つまみ食い」のように訳したものに過ぎません。

政府は、現時点でTPPの全文の日本語訳を国会にすら公表していません。裁判の中でも、我々弁護士団は、TPPの日本語訳を実際に作成しているのか、作成しているのであれば提出してほしいと求めましたが、国は、現時点では答えられないと言っています。

フルスペックのISDS条項が日本の主権を侵害する

それでも分かっていることは、TPPにはISDS条項という、投資家が他国などを訴えることが出来る権利が、非常に広い範囲で認められていることです。ISDSは、TPPの中

の投資の章に書かれています。が、貿易に投資はつきものであるから、投資が行われたときに、その投資家の利益が害されるような措置を日本が行った場合には、日本が訴えられるということになります。

特に、投資家が国などを訴えることが出来る内容としては、日本の製品を投資家が投資した製品と差別した、投資家が期待した利益を得られなかった等の場合が広くみとめられるのです。

国は、多くの場合国民の健康や、いのちを守るためや、犯罪の防止等のために法律をつくっています。それが投資家の利益に反するという理由で訴えを起さされ、莫大な損害賠償を求められるというのがISDS条項なのです。このようなものを受け入れれば、日本は、自国のことを自国で定めることができな



くなり、主権を失うことになり
うるのです。

TPPで食の安全が 危ない!

政府が公表したTPPの「概要」では、TPPによって「日本の食品の安全が脅かされるようなことはない」「遺伝子組み換え食品を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定」はない等と説明されています。

しかし、TPPには、食品表示などについては科学的根拠が証明されないもの等は制限されるという内容が盛り込まれているばかりか、先ほどのISDS条項が投資の章に盛り込まれています。すると、もし、投資家が日本に輸出しようとする食品に、科学的根拠の証明できない表示をするように義務付ける法律があれば、日本に対して損害賠償請求をしたり、法律の撤廃を求めることはできます。

例えば、参加国（例えばアメリカ）の投資家が日本に大豆を輸出するビジネスに投資したというケースで考えましょう。日本には、食品表示法という法律があり、そこでは原則として、大豆、とうもろこし、馬鈴薯、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パイヤの8種類の農産物等について、遺伝子組み換え農産物を使っているかを表示することが義務付けられています。しかし、大豆に「遺伝子組

み換え食品をふくむ」等と表示がされていけば、日本の消費者の多くは買うことはしないでしょう。すると、投資家からすれば、食品表示法は、自分の投資した遺伝子組み換え大豆の販売の妨げとなつて、自分の期待を害しているという理由で、日本に対して莫大な損害賠償を求めたり、法律を変えることを求めたりできることになるのです。こんな怖ろしいTPPはいらない、と私は思っています。

戦争法制の廃案へ向けて

弁護士 浅川 壽



一 二〇一五年九月十九日、戦争法制が参議院で可決されました。多くの憲法学者、私たち弁護士、そして国民の反対の声を押し切つての、強行採決でした。本会議の採決に先立つ特別委員会での採決では、委員長の声が聞き取れないにも関わらず、採決

があつたことにされています。日本共産党の志位委員長は記者会見を開き、「国民連合政府」の呼びかけを行いました。戦争法制の撤廃、そして、集団的自衛権行使の閣議決定撤回を実現するため、政党、団体、個人が一致して戦おうという呼びかけです。

二 戦争法案に反対する運動では、多くの政党、団体、個人が共同して戦う姿が見られました。法案が法制となつた後も、街頭では法制廃止の訴えが続いています。私が利用する戸塚駅周辺では、党派を超えた市民の集まりが形成されており、二〇



戸塚駅前戦争法の危険性を訴える浅川弁護士



原告へ速報 高裁前で

第4次厚木基地爆音訴訟高裁判決 自衛隊機の夜間の飛行差止めと将来にわたる損害賠償の支払いを命じる！

弁護士 関守麻紀子



一 五年十一月には、小林節教授を招いての講演を大成功させています。毎週土曜日には、戸塚駅前での街頭宣伝が行われています。

毎週日曜日には、安保関連法に反対するママの会が、桜木町駅前では街頭宣伝を行っています

す。このほかにも、県内各地で、党派を超えた大きな連携が始まっています。

三 そもそも、法律を制定するのは国会の仕事です。悪法が制定されてしまったのであれば、国会を構成する議員を入れ替え

て、法律を廃止させなくてはなりません。そのためには、選挙で私たちの仲間を国会に送り込まなくてはなりません。私たちの仲間を選挙に当選させることが、何よりも必要になるのです。

四 多くの市民が、この問題に

関心を持つためには、街頭宣伝などの地道な活動を継続していくかねばなりません。また、選挙への参加も呼びかけましょう。戦争法制廃止にむけ、力を合わせて、戦おうではありませんか。

2015年7月30日、東京高裁で、第4次厚木基地爆音訴訟の判決が言い渡されました。

高裁は、横浜地裁判決(2014年5月21日)に引き続き、国に対し、自衛隊機の夜間(22時から翌朝6時まで)の飛行差止めを命じました。

裁判史上初めて軍用機の飛行差止めを命じた横浜地裁の判断が、高裁で

も維持されたことは、とても大きな意義があると考えます。

さらに、損害賠償について、国に対し、過去の被害に対するものにとどまらず、2016年12月末日までの将来にわたる損害賠償の支払いをも、命じました。画期的な判断であり、評価できます。

このような高裁の判断は、軍用機の騒音による住民の被害が深刻であることを踏まえてのものです。しかし、今回も、騒音

の元凶である米軍機の飛行差止めは認められませんでした。

米軍機の飛行が差し止められない限り、静かで平和な空は返らず、住民の被害は解消されません。

裁判は、最高裁へ続きます。米軍機による騒音をなくさせ、住民の人権を回復するため、最高裁でも引き続き、原告団と弁護士団、一丸となつてがんばっていきます。

沖縄で起きてきていること 辺野古新基地建設の問題

弁護士 関 守 麻 紀 子

沖縄では、辺野古沖新基地建設をめぐり、沖縄県と国との対立が先鋭化しています。

政府は、「普天間基地の危険性除去」のために辺野古に新基地を建設する必要があるというのですが、普天間基地を撤去し

なければならぬことはそのとおりとして、なぜその代わりに日本が代替基地を提供しなければならぬのか、それも沖縄県内に提供しなければならぬのか、について、国からの説明はなされていません。

ジコングやアオサングなど、多様な生き物が住む豊かな海を埋め立ててまで、騒音、墜落事故等を生じさせる、新しい、しかも将来にわたって存続し続ける米軍基地を建設する必要はありません。

国(沖縄防衛局)が自らは「一般私人と同様の立場」にあるとして行政不服審査請求をし、国(国土交通大臣)がその請求を入れて、翁長知事がした「(前知事による)埋立承認処分を取り消す処分」の執行を停止した

ことは、制度の濫用と言わざるをえません。11月17日には、国が県に対して、代執行訴訟を提起し、沖縄県と国とは、法廷闘争に入りました。

県の判断を、国が(制度を濫用してまで)覆す。このようなことがまかり通るのであれば、憲法が保障する地方自治は破壊されます。

辺野古の問題は、沖縄だけの問題ではなく、私たちの問題でもあります。

母親にだけ課せられた重い責任

弁護士 小口 千恵子



離婚調停中の父母が4歳の女の子の養育監護権を争いました。(文中仮名)

夫耕太は、妻恵子さんが妊娠

中も家事を手伝おうともせず、恵子さんが疲労から外食ですませたいと言ったときには、文句を言って家から追い出そうと暴

力を振るい、そして、自身は仕事に就いてもすぐに辞めてしまう有様でした。そこで、正社員として夜8時頃まで仕事が終わ

らない恵子さんは、舅姑と同居して働き続け、間に合わない保育園のお迎えや食事などの世話を姑に頼むことにしました。姑



米海軍横須賀基地「ネイビー・フレンドシップデー2013」で銃を構える米海兵隊員

米海軍横須賀基地 銃刀法違反被疑事件の 検察審査会議決

弁護士 中村 晋 輔



2013年8月に実施された米海軍横須賀基地の基地開放イベント「ネイビー・フレンドシップデー2013」において、米海兵隊員らが子どもを含む来場者に対して銃器の体験をさせた銃刀法違反被疑事件について、横浜第一検察審査会は、2015年10月15日、当時の米海軍横須賀基地司令官らに対する不起

訴処分を相当とする議決をしました。しかしながら、横浜第一検察審査会は、議決の理由の中で意義のある判断をしました。横浜第一検察審査会は、当該銃器について、「銃弾の装填の部分を除けば金属製弾丸を発射する機能そのものは失われていなかったものと認められる」、「銃刀法第2条1項の「銃砲」にあたりと考えられるから、この点における検察官の判断は相当とはいえない。」と判断して、検察官が銃刀法の解釈・適用を誤ったことを批判しました。また、横浜第一検察審査会は、来場者に銃器を触れさせた米海兵隊員らの特定について、「人物の特定については多少捜査が

は孫の面倒は見ましたが、耕太の意向から恵子さんのために食事を用意されることはなく、恵子さんは月に数回は外食をして遅く帰ることもあったのです。このような状況で、家庭裁判所調査官は、「未成年者が2歳頃以降、恵子は飲食のために夜

間に外食するようになったが、外出中に、夫耕太の両親が、未成年者を小児救急に連れて行ったことがあった。場合によっては未成年者を生命の危険にさらしかねない不適切な状態と言わざるを得ない。」「耕太宅において生活する形態の監護養育がよ

り望ましい。」との結論を出しました。もし、これが男性の場合だったら、他の人に頼んで遅く帰ることや自分の時間を持つことについて当たり前と考え、「未成年者を生命の危険にさらしかねない不適切な状態」などと言う

ことはないでしょう。母親にだけ子育ての重い責任を負わせることを当然とする厳しい社会。女性が輝く社会など、まだまだ先のことと実感させます。

生存権を守るための 3つのたたかい

弁護士 清水 俊



不十分であった感があることは否めない。」と指摘しており、検察官による米軍に対する捜査の弱腰ぶりを非難しました。本件については、神奈川新聞

の社説(2015年10月29日)にも取り上げられましたが、米軍に対する日本側の捜査のあり方が問われた貴重な検察審査会議決と言えます。

米海兵隊員らによる今回の行為は、「文化的な背景等の違い」として片づけられるものではなく、銃刀法という日本の法令を尊重する義務に違反するもの

であり、日本国憲法の平和主義の観点からも許されるべきではありません。

最低賃金裁判が2016年2月24日に判決を迎える。最低賃金裁判とは、神奈川県最低賃金を少なくとも1000円以上に引き上げを求めた行政訴訟だ。

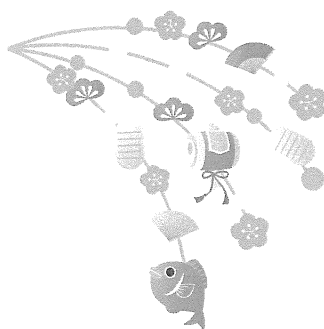
の生存権が脅かされている。実際に働きながら生活保護を受けることで、心身ともに救われた者も少なくない。

方裁判所に提起した。国民の生存権を保障するもう一つの社会保障制度が年金であるが、これも切り下げの憂き目にあっている。神奈川県は最低賃金・生活保護・年金という社会保障3本柱すべてについて裁判を提起して闘っている唯一の県であり、自分もそのうち2つに関わっている。生存権裁判の第1回弁論が2016年1月18日であり、気持ちを新たに国民の生活と健康を守るための戦いを続けていきたい。

最低賃金を決めるにあたっては、生活保護制度との整合性に「配慮」することとされているが、神奈川県最低賃金は時給換算した生活保護費よりも遙かに低い(いわゆる「逆転現象」)。国は、生活保護費を時給換算する際の計算をごまかして「逆転現象」はないと強弁するが、他方で時給1400円でフルタイム働いている者でも生活保護を受給できることを認めており、矛盾は明らかである。原告らは、自分や子どもが怪我・病気をしても病院に行くことすら我慢してしまふ(させてしまふ)など、命や健康というまさに憲法25条

しかし、生存権を保障する最後の頼みの綱であるその生活保護制度が、3年間で総額670億円というこれまでにない規模で引き下げられた。理由は、物価が「4.78%」下落しているから生活費(生活扶助費)も下げましょう、というものだが、これも最低賃金と同様、国は、結論ありきで都合のいい数字をこねくり回して「4.78%」という実態からかけ離れた下落率を作り出した。

2015年9月24日、神奈川県で生活保護を受給する原告48名が、これ以上の生存権侵害には耐えられないと立ち上がり、国に対し、生活保護引き下げ処分



全国各地で3700人以上が 年金違憲訴訟に！

弁護士 高橋 由美



現在、全国37都道府県で、3700名を超える原告が年金の引下げ処分違憲裁判を提訴しています。ただでさえ少ない年金を、従来の約束を破って引下げるといふ政府のやり方は憲法25条に違反するとして、全国各地で年金生活者が立ちあがった裁判です。神奈川県では、7月15

日に2555人の原告が立ちあがりました。

この裁判では、何と、原告が住んでいる地域で裁判をやらせない、と国は言っています。ただでさえ少ない年金生活の高齢者原告を、全国8か所の裁判所まで呼びつけて裁判をさせるといふのです。例えば、沖縄の31

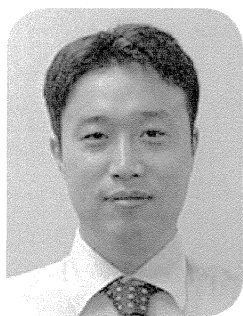
人の原告さんは、違憲だ！と声をあげようとしたら、飛行機で福岡地裁まで行かないと裁判ができません。鳥取や岡山の原告さんは、山を越えて広島まで行かないと裁判ができません。この旅費だけで大きな負担です。国民には裁判を受ける権利がありますが、一度期日に出席する

にも数万円の交通費が必要な場所では裁判が受けられないならば、国民の裁判を受ける権利は実質的に奪われてしまっています。すると、どれだけ憲法違反があっても、国民は裁判で憲法違反を主張できなくなるのです。

年金制度への信頼は、現在の受給者だけでなく、若年層の将来に対する信頼に直結します。国民に「自助努力」を強いて、「富国強兵」へ進もうとするアベ政治は老若男女のいずれからも信頼を得ることはできません。

公務員の権利主張は ワガママなのか？

弁護士 田 淵 大 輔



1 鎌倉市では、職員組合である鎌倉市職との合意に基づかず、特殊勤務手当の削減が強行

されたり、鎌倉市職との合意によって決まった給与削減における激変緩和措置を市議会が一方

的に削除したりと、職員組合の存在を無視するかのような動きが続いています。そして今度は、

鎌倉市が鎌倉市職に対して、組合事務所への明渡を求めるといふ最悪の事態まで発生しました。

現実に使用を許可している組合事務所への明渡を求めるとは、不当労働行為にあたる可能性が極めて高いことから、事前に、神奈川県労働委員会が、市役所本庁舎敷地内において組合事務所の使用を継続することに、誠意をもって十分に協

議することを求める勧告を出していただきました。ところが、鎌倉市は労働委員会の勧告にも従わず、鎌倉市職に対して、11月1日以降の組合事務所の使用を許可しない、鎌倉市職が組合事務所の使用を続けるのであれば損害賠償を請求するとの強硬手段に出たのでした。

2 公務員が労働条件の向上を求めたり、労働者としての権利を主張することについて、公務員は税金から給料を受け取っているのだから、国や地方公共団体の財政が厳しい中、自分の権利ばかりを主張するな、国民や市民のことを考えて我慢しろというような声が増えているように感じます。

しかし、公務員にも生活があり、養わなくてはならない家族もいます。公務員が仕事に誇りを持っていても、生活の安定や良好な労働環境が保障されなければ、国民・市民のために役立つ仕事をするとは期待できないでしょう。また、労働条件を引き下げるばかりでは、良い人材は集まらず、公務員のモチ

ベーションも低下し、ひいては公務の質の低下へとつながるでしょう。

そうであるからこそ、公務員にも適切な水準の労働条件が必要であり、公務員が労働条件の向上を求めていくための様々な権利を、法は公務員個人や職員組合に与えているのです。

3 そもそも鎌倉市職は、決して無理な要求はせず、できる限り誠実に交渉に応じてきました。現に、鎌倉市職は、最大で約17.9パーセント、105名が10パーセント以上という大幅な給与の減額を受け入れています。その上で、職員の生活を保障する趣旨で、段階的に給与を減額するとした激変緩和措置を、それも鎌倉市と合意して一方的に削除したのです。

鎌倉市職は、必要とあれば、自分たちの身を切るような労働条件の切り下げも受け入れてきました。厳しい状況の中、鎌倉市ひいては鎌倉市民の利益と職員的生活保障とのバランスを常に模索しているのです。

それでも鎌倉市職は自分勝手だ、税金から給料をもらっているくせにワガママを言うなどいうのであれば、公務員には権利は保障されていないのと同じことになってしまいます。公務のために、自分や家族の生活を犠牲にできる人間、滅私奉公を喜んで受け入れる人間しか、公務員になる資格は無いとも言えるのでしょうか。

4 今回の組合事務所の問題についても、あたかも鎌倉市職が自分たちのエゴで退去を拒否し、そのために学童保育施設の建設が進まないかのような批判を向ける人がいます。しかし、鎌倉市職はこれまで40年以上にわたって本庁舎敷地内に組合事務所を構えてきました。これを失うことは、職員組合の団結と活動に回復困難な大打撃を与えることになります。

他方、鎌倉市は、当初は本庁舎敷地内に移転先を確保するとしておきながら、一部の市議から圧力を受けると前言を翻し、本庁舎敷地内には組合事務所として提供するスペースがないと

言い始め、挙げ句の果てには、神奈川県労働委員会の勧告も守らず、一方的に交渉を打ち切り、鎌倉市職に組合事務所の明渡を求めてきたのです。

鎌倉市職としても、学童保育施設の建設という目的のためであれば、組合事務所移転に協力することを前向きに考えており、その意向は鎌倉市にも伝えていきます。他方で、組合事務所は組合員が集う重要な拠点であり、活動の面からも、また精神的な面からも絶対に欠かせないシンボルです。そのため、現実にも、多くの地方自治体において、本庁舎敷地内に職員組合の事務所は設けられています。これを失うことは、職員組合にとってまさに死活問題なのです。

それでも、鎌倉市職は何とか妥協点を見つけようと努めてきましたが、一部の市議の圧力を受けて、鎌倉市は交渉を打ち切り、組合事務所の明渡と高額な損害賠償の支払を求めてきました。これが、今回の組合事務所問題の実態です。

5 鎌倉市職は、組合事務所間

社会保険労務士の職責は 一体どこへ?!

パワハラ和解条項違反事件で逆転勝訴

弁護士 北 神 英 典



2015年8月、職場のパワハラの被害者と合意した裁判上の和解条項を遵守しなかった使用者に対し、330万円という損害賠償を判決で勝ち取ることができました。

あきれしてしまうのは、敗訴した使用者が、労働問題の専門家と称される社会保険労務士の団体であったことでした。

裁判の発端は、この団体の女性職員Aさんが、職場で受けたパワハラについて損害賠償請求訴訟(1次訴訟)を提起し、Aさん実質勝訴の裁判上の和解が

題についても、不当労働行為であるとして神奈川県労働委員会へ救済命令の申立を行いました。組合事務所を本庁舎敷地内に残していくために、今後もある

らゆる手段を尽くしていきます。ただ、最も重要なことは鎌倉市民はもちろん、全ての市民の皆さんに、組合事務所の重要性と、公務員の正当な権利を保障

することの意義を理解していただきたいということ。それは、非常に困難な状況に置かれている鎌倉市職の組合員にとつて、何よりの支えとなるもので

成立したことに始まります。

和解の内容は、団体側がAさんに解決金70万円を支払うこと、再発防止に努めること、和解の内容を職場に周知させることを柱とするもので、和解成立後、

団体からAさんに解決金は支払われませんでした。

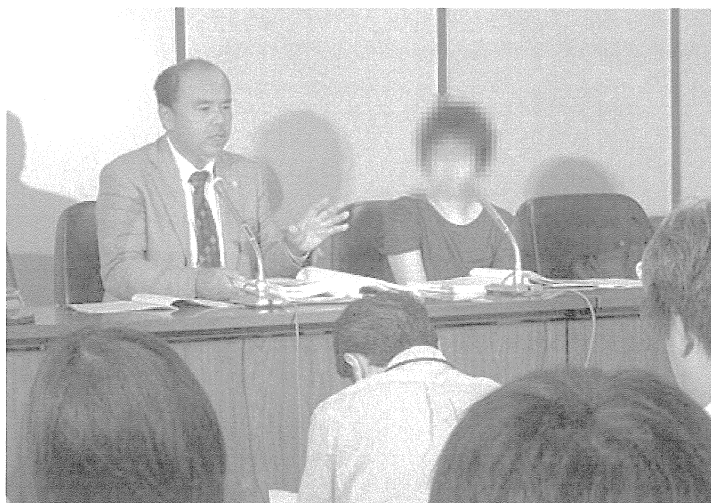
しかし具体的な再発防止措置は一切取られず、和解の内容を職場に周知させることも十分に行われませんでした。それどころか、団体の首脳らは、団体の総会で、裁判を起こしたAさんが悪いかのような説明に終始するなどし、反

す。

鎌倉市職の闘いへの理解と支援を、どうぞ宜しくお願い致します。

省の態度を見せませんでした。

Aさんはやむにやまらず、団体側を相手に和解条項違反と名誉棄損を理由に損害賠償請求訴訟(2次訴訟)を提起しました。



東京高裁の全面勝利判決を受けて司法記者クラブで会見するAさんと北神英典弁護士

平成27年8月の東京高裁判決は、Aさんの言い分を全面的に認め、請求額330万円全額を認める勝訴判決を言い渡しまし

た。高額な損害賠償を勝ち取るこ
とができたのは、相手が「労務
問題の専門家」と称される社会

保険労務士で構成される団体の
責任が重視されたためです。
団体がAさんに対する労務管
理を間違った背景には、歪んだ

報復感情と驕りがあったと言わ
ざるを得ません。

天竜林業高校事件（再審）で 証拠開示・証人尋問へ

弁護士 海渡 双葉



1 天竜林業高校調査書 改ざん汚職事件とは

静岡県にある天竜林業高校で、平成18年、2名の生徒につき調査書の成績改ざんが行われた事件で、当時校長だった北川氏は、教員らに対して改ざんを指示したとする「虚偽有印公文書作成罪」と、うち1名の生徒の成績改ざんについて生徒の祖父中谷氏（元天竜市長）から謝礼として計20万円をもらったとする「加重収賄罪」に問われた。

2 事件の特徴

本件の特徴は、判決確定後、

北川氏は一貫して、教員らに指示していないこと及び謝礼を受け取っていないことを主張し、犯行を否認。事件日の中谷氏の来校記録などの客観的証拠もない。しかし、中谷氏が「20万円を贈った」と法廷で証言したことが大きな決め手となつて、北川氏は有罪判決（懲役2年6月・執行猶予4年）を受けた。現在、再審請求中である。

中谷氏が上記証言は偽証であつたと認めている点にある。中谷氏は、お金を贈ったとされる日にそもそも学校に行つておらず、捜査機関の取調べの中で作られた虚偽の話であるとして、北川氏の再審に協力。平成26年4月の再審申立て時の記者会見にも同席した。

この事件で、検察証拠の開示と、中谷氏の証人尋問の実現という、大きな進展があつたので、報告する。（詳しくは、HP「北川好伸さんを支える会」も参照

されたい。）

（1）捜査報告書の証拠開示

この事件では、捜査機関による50日以上もの取調べで、中谷氏の自白調書が何通も作られていた。そのうちで、はっきりと中谷氏が否認しているのは、逮捕時の弁解録取書のみであった。弁護士団は中谷氏の取調べに関する証拠の開示を請求。検察は、再審では証拠開示制度がない等として開示を拒絶してきたが、裁判所からの働きかけもあり、

遂に58点もの証拠が開示された。開示証拠のうち、中谷氏の取調べの捜査報告書では、中谷氏が何度も否認をし、それに対して警察が強引に自白に引き戻す会話が克明に記録されていた。このような重大な証拠について、検察がこれまで開示拒絶してきたことは、検察による証拠隠し以外の何物でもない。

(2) 中谷氏の証人尋問の実現

裁判所は、中谷氏の証人尋問を決定し、平成27年10月に実施された。中谷氏は、学校に行っていないのに取調べの中で手帳を見ながら無理やり日程を決めたことや、当時、法廷で自白を覆そうか迷ったが取調担当刑事が傍聴に来ていて覆せなかったことなどを述べた。

冤罪を晴らすための重要な第一歩になったのではないかと思う。今後も引き続き尽力していく次第である。

健康まつり

～守ろう、みんなのいのちと
平和なくらし～

弁護士 徳 永 吉 彦



ここでは、法律以外の事務所の一面を紹介したいと思います。昨年10月、神奈川県通東公園(神奈川県川診療所前の公園)で開催された「健康まつり」に、事務所弁護士の高橋宏、鈴木、海渡と私の4人で参加してきました。といっても、単純に遊びにいったわけではなく模擬店の出店です。

当日は、焼きそばやカレー、おしるこなどの模擬店がある中、法律事務所の特色を出し「憲法クイズ」を行いました。飲食店に対抗するべく、しじみ汁(無料)を携えて。

実際に用意していったクイズは憲法クイズ・マインパーククイズでしたが、なかなかの不人気ぶり。そこで、人呼び込むためにしじみ汁を用意するも、子ども相手には惨敗。結局、子供達に一番人気があったのは急遽用意した「世界にあるおもしろ法律クイズ」でした。課題は残りましたが、お祭りの準備は楽しかった。

たですし、多くの方と触れあうことができお祭りを満喫することができました。今年もお祭りに出店する予定です。昨年の反省を活かし、今から計画を練り込んでいきたいと思えます(もしかしたら、法律から逃げて飲食の模擬店を出しているかも……)。



2015年10月25日・健康まつりでクイズを出す鈴木弁護士(背が高いため顔が隠れてしまっています)。事務所のぼり旗の左側にいるのが海渡弁護士

カタルーニャの思い出



弁護士 石崎 明人

2015年5月初旬、大川隆司先生のご厚意で、イタリア、スペイン、フランスをめぐる旅行に同行させて頂きました。

スペインのバルセロナでは偶然、欧州チャンピオンズリーグの準決勝（FCバルセロナ対FCバイエルン・ミュンヘン）があるとのことで、当日に慌ててチケットを探したら、幸運にも買うことができました。キャンプ・ノウは2回目でしたが、チャンピオンズリーグのアンセムから始まり、約10万人の観客が詰めかけた大一番は大変興奮しました。この日はFCバルセロナが3対0で快勝。スタジアムからはあまりの盛り上がりで地震計が揺れを感じしたというニュースが流れました。

さて、カタルーニャ州都バルセロナのキャンプ・ノウでは、試合開始から17分14秒が経過した時点で、地元ファンから「independencia!（独立!）」の合唱が起こります。これは、カタルーニャがスペインに屈した1714年にちなんだものです。掲げられる旗は、

カタルーニャ旗（黄と赤のボーダー）に、青の三角と星をしつらえたもので、過去にスペインから独立したキューバの旗を模したものであること。この日の17分14秒も大変な盛り上がりでしたが、相手がレアル・マドリッドの時はもっとすごいものでしょうね。是非観てみたいものです。

なお、5月末のスペイン国王杯決勝はFCバルセロナ対アスレティック・ビルバオ（独立志向の強いバスカ自治州のチームで、選手をバスカ人ないしバスカルートで占めるという純血主義）というカードで、両サポーターからスペイン国歌にブーイングが起き、これまた政府を怒らせました。

9月末の選挙でカタルーニャ自治州議会は独立派が過半数を獲り、スペインからの分離を進めて

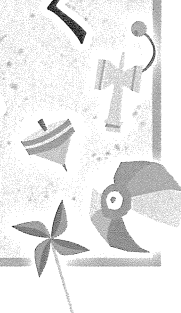
18ヶ月以内の独立宣言を目指すとしています。他方で、スペイン中央政府は憲法違反としてこれを認めない構えです。

スポーツと政治は難しい問題ですが、大変興味深く熱気を味わわせてもらいました（大川先生、単独行動申し訳ありませんでした）。



欧州チャンピオンリーグ準決勝1stレグ@キャンプ・ノウ（石崎撮影）

本年もよろしく おねがいいたします



弁護士 高橋 宏

立憲主義を取り戻す！

弁護士 関守麻紀子

安保法制も、辺野古新基地建設も、認めることはできません。がんばりましょう！！

弁護士 近藤ちとせ

あけましておめでとうございませす。沖縄辺野古では毎日おぼあが機動隊に暴力を振るわれる日本。シリアでは子供たちが空爆から逃げ惑う毎日。一歩でも前に出たいというのが、今年の年頭の思いです。

弁護士 田淵 大輔

年を経るごとに、時間が進む速さは速くなると言いますが、本当にそうだなあと強く実感しているこの頃です。

弁護士として、あるいは人間として、自分にあとどのくらいの時間が残っているのか全く分かりませんが、一つでも多くの

弁護士 中村 晋輔

事件や取組を担当して、依頼者や関係者、そして何より自身自身が満足のできる結果を残していけるよう、今年も頑張っています。宜しくお願ひ致します。

弁護士 浅川 壽一

今年は、新しい専門分野に挑戦したいです。

弁護士 田井 勝

個々の事件、弁護士団、某法律家団体でのお仕事等々。この一年は結構ハードでしたが、その一方、事務所の同僚弁護士や事

弁護士 畑山 穰

昨年の国民的戦争法反対運動そして戦争法廃止運動への転化と世論の高まりには大いに勇気づけられました。特に若者が先頭に立つ姿に感動しました。

弁護士 川又 昭

昨年九月一七日参議院における戦争法特別委員会採決時の様子をテレビで見ました。

周到に準備されたトリック採決、然し「議場騒然、聴取不能」採決が法的に成立したものは到底思われません。

私はこのことを胆に銘じ記憶にとどめ、これを駆動力として

今年もすごしたい。

弁護士 根岸 義道

昨年ころから母親の介護に生活の重点を移してきております。皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、お許しください。私自身は、毎日を無事に過ごさせていただいています。

弁護士 小口千恵子

娘に双子が生まれました。出産費用だけで3桁の出費。出産には何の思いやり予算も組まれていないのです。

務局員に何度も助けてもらい、いろいろと乗り越えることができた。気づけば弁護士になつてそろそろ8年目。これからも頑張つていきます。

弁護士 北神 英典

本号にパワハラ裁判の記事を記載しました。職場でのいじめやパワハラは法律相談は一向になくなりません。ノルマや経費削減至上主義による行き過ぎた締め付けや、ゆとりのなさが温床になつている面は間違いなくあると感じられます。労働者から人間の尊厳を奪う施策や措置に対しては、強く闘つていきたいと思ひます。

弁護士 高橋 由美

労働法改悪、マイナンバー法改正・実施、戦争法成立……暗澹たる状況でも、若者やママたち、学者たち、宗教学者たちとたくさんの人が、憲法9条を守れ！と立ち上がっています。9条守れ！生活守れ！の声を、裁判でも、国会でも更に大きくす

る年にしたいと思ひています。今年も、多くの語り合いとたくさんの歌と共に皆さんと一緒に頑張ります。

弁護士 清水 俊

去年から自分のアレルギーや食生活を見直して心身ともに元気になった気がします。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士 石崎 明人

あけましておめでとうございませう。本年も何卒よろしくお願ひいたします。

弁護士 鈴木 啓示

明けましておめでとうございませう。

旧年の不穏な情勢の空気をまといながらの年明けとなりましたが、今年も皆様のより良い生活の実現に向けて、弁護士として全力で取り組む所存です。どうぞ、よろしくお願ひ致します。

弁護士 海渡 双葉

明けましておめでとうございませう。新しい年が幸多き年となりますようお祈り申し上げます。

弁護士 徳永 吉彦

明けましておめでとうございませう。

弁護士になつて早一年。仕事と活動であつという間でした。

二年目も様々なことに取り組んでいきたいと思ひます。

本年もどうぞよろしくお願ひ致します。





土曜日の法律相談始めました！

土曜日の法律相談を始めました。

時間は、基本的に①13時00分スタート②13時45分スタートの2回。各45分で、1回の法律相談料は消費税込みで5400円です。

違う時間帯をご希望される方には、できる限りご希望に沿えるよう柔軟に対応しています。

事前にお電話かメールで法律相談の日時の予約を受け付けております。

仕事や学校で、平日に法律相談に来ることができないという方、ぜひ、土曜日の法律相談をどうぞご利用ください。